

○財務省告示第十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十一年十二月八日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十二年一月十二日

財務大臣 菅 直人

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 の法律及びそ の条項の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第八十 一回、第八十二回、第八十三回、 第八十四回、第九十三回、第九 十八回、第百回、第百二回、第 百四回及び第百九回）及び利付 国庫債券（三十年）（第八回、第 九回、第十回、第十一回、第十 三回、第十四回、第十五回、第 十六回、第十七回、第十八回、第 十九回、第二十回、第二十一 回、第二十二回、第二十六回、第 二十七回、第二十八回、第二 十九回及び第三十回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号。 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入	

<p>十三 二</p> <p>の経利 払過 込利 み子率</p>	$\frac{1 + \left( \frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \right)^{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}}{100} \times \text{残存年数}$	<p>十一 一</p> <p>発 行 価 格 日</p>	<p>出百発平す額の振の振 し円行成るの記替 たに対二。整載法の 金につ象十。数又の 額き、債一年の倍は 、次ご十二年の金録 のと二月に、はよ 算に、月八、る最 式に、日、る低替 に額、日、るも額口 よ面、日、るも額の面 り金額、日、るも額の 算額、日、るも額の</p>	<p>九</p> <p>振 替 単 位</p>	<p>八</p> <p>最 低 額 面 金</p>	<p>七</p> <p>払 込 金 額</p>	<p>六</p> <p>発 行 額</p>	<p>五</p> <p>募 入 決 定 の 方 法</p>	<p>札に よる 発行 利回 り格 差の 小 さい もの から その 応募 額を 順次 割り 当てる 。千 九百 九十 八億 円 額面 金額 で二 千九 百九 十八 億 円 三 百三 十三 億 三 千五 百五 十四 万 円 五 万円</p>
--	---	--	---	-------------------------------------	---	-------------------------------------	-------------------------------	---	--

(一) 別表のとおり  
(二) は、募入の決定の通知を受けた者  
は、払込金額に追加した金額を次の算  
式により算出する。

式によ  
り算出  
した金  
額を第  
二  
十  
号  
の  
規  
定  
す  
る  
期  
日  
に  
払  
い  
込  
む  
もの  
と  
す  
る。



各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五 償還期限（別表のとおり）  
 十六 償還金額（別表のとおり）  
 十七 入札の基額  
 十八 準とする  
 十九 各発行の対  
 二十 象国債の  
 二十一 利回り  
 二十二 元利金の支  
 二十三 払場所  
 二十四 入札参加  
 二十五 払込期日  
 二十六 償還期日  
 二十七 利率（年）  
 二十八 償還期限  
 二十九 額面金額  
 三十 発行額

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（利付国庫債券） （第二十八回）	二・〇％	平成三十一年三月二十七	二十五億円
（利付国庫債券） （第二十九回）	二・〇％	平成三十一年三月二十七	五億円
（利付国庫債券） （第三十回）	二・一％	平成三十一年三月二十七	五億円
（利付国庫債券） （第三十一回）	二・一％	平成三十一年三月二十七	十億円
（利付国庫債券） （第三十二回）	二・〇％	平成三十一年三月二十七	二十一億円

（（利 第三付 十年国 五年庫 回）債 ）券	（（利 第三付 十年国 四年庫 回）債 ）券	（（利 第三付 十年国 三年庫 回）債 ）券	（（利 第三付 十年国 一年庫 回）債 ）券	（（利 第三付 十年国 回年庫 ））債 ）券	（（利 第三付 九年国 回年庫 ））債 ）券	（（利 第三付 八年国 回年庫 ））債 ）券	（（利 第二付 百十年 九年庫 回）債 ）券	（（利 第二付 百十年 四年庫 回）債 ）券	（（利 第二付 百十年 二年庫 回）債 ）券	（（利 第二付 百十年 回年庫 ））債 ）券	（（利 第二付 九年国 回年庫 ））債 ）券
二 ・ 五 %	二 ・ 四 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 七 %	一 ・ 一 %	一 ・ 四 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	二 ・ 四 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %
日年平 六成 月四 二十六	日年平 三成 月四 二十六	十年平 日十成 二四 月十五	日年平 六成 月四 二十五	日年平 三成 月四 二十五	十年平 日十成 二四 月十二	十年平 日十成 二四 月十二	日年平 三成 月四 二十一	六平 月成 二四 日十年	六平 月成 二四 日十年	三平 月成 二四 日十年	日年平 九成 月三 二十九
億二 円百 七十二	五 億 円	五 億 円	十 一 億 円	七 十 億 円	七 十 億 円	四 億 円	三 百 億 円	二 十 億 円	八 十 億 円	円百 六十八 億	円百 九十五 億

（利付第三十年国库回）債券	（利付第二十年国库回）債券	（利付第二十年国库回）債券	（利付第二十年国库回）債券	（利付第二十年国库回）債券	（利付第二十年国库回）債券	（利付第二十年国库回）債券	（利付第二十年国库回）債券	（利付第十九年国库回）債券	（利付第十八年国库回）債券	（利付第十七年国库回）債券	（利付第十六年国库回）債券
二・三%	二・四%	二・五%	二・五%	二・四%	二・五%	二・三%	二・五%	二・三%	二・三%	二・四%	二・五%
日年平三成 月五十二 日一	九平月成 二五十二 日年	三平月成 二五十二 日年	日年平九成 月四十二 日十九	日年平三成 月四十二 日十九	日年平三成 月四十二 日十八	十年平日十成 二四十二 月二十七	日年平九成 月四十二 日二十七	日年平六成 月四十二 日二十七	日年平三成 月四十二 日二十七	十年平日十成 二四十二 月二十六	日年平九成 月四十二 日二十六
円五百十四億	四十億円	円五百十五億	億二百四十五	百億円	十億円	三十五億円	十億円	五十億円	二十三億円	五十億円	百四十億円